緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年8月17日(火)に政府から発出された緊急事態宣言の期限延長に伴い、神奈川県が令和3年7月30日(金)に発出した「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」についてもその期限が延長されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、 同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和3年8月31 日(火)から緊急事態宣言の終了日までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、県の方針、及び関係機関等が定めるガイドライン等も踏まえ、改めて、実施の可否や延期等について判断する。また、指定管理者が実施するイベント等も同様とする。
- 2 原則として、不要不急の外出は控えることを前提に、本市が管理する市民利用施設(スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等)については、利用時間を最大 20 時までとする。ただし既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。具体的な利用時間については各施設の特性に応じて決定する。

なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部 利用休止することができる。また、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控える ことなどの感染症対策の徹底を積極的に周知する。

利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料(利用料金)は全額返還する。

- 3 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、看護短期大学については、引き続き感染症対 策を徹底した上で開校する。
- 4 保育所等については、引き続き感染防止を徹底したうえで開所するが、家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えるよう要請する。
- 5 わくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、「低学年を中心に、やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施する。

- 6 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援 人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、適切に対応する。また、今後の感染者数や医療 体制の状況によっては、更なる応援体制の強化も想定され得ることから、庁内においては、引 き続き、縮小・休止できる業務の検討を進めておく。なお、応援体制構築にあたり、必要に応 じて川崎市業務継続計画(BCP)を発動する。
- 7 業務の実施において、3つの密(密閉、密集、密接)を徹底的に避ける、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」「換気」などの基本的な感染対策を継続する。

なお、施設の運営状況や、イベントに関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、 市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。